

第4回 熊本市教育行政審議会

<議事録>

日時：令和8年（2026年）6月1日（月）9:30～12:30

場所：熊本市教育センター4階大研修室

1 開 会

2 審 議

（1）前回のまとめについて

（2）論点等に関する意見交換

3 報 告

答申の進捗管理について

4 諸 連 絡

5 閉 会

1 開 会

～省略～

2 審 議

【出川会長】

皆さん、おはようございます。昨年度、3回熊本市教育行政審議会を行いまして、今年度になって初めての第4回の教育審議会が行われます。昨年度同様にいじめに関して行いますが、今日は論点に関する意見交換を十分な時間とって、皆様方のご意見をお聞きしたいと思っております。内容によっては、時間が短いと考えられるかと思いますが、円滑な進行にご協力と活発なご意見のほどよろしくお願いします。

【教育改革推進課 須佐美審議員】

出川会長、ありがとうございました。本日は、審議会の委員の皆様と事務局による、これまで審議会の中で審議していただいた論点等についての意見交換を行うということになっております。出川会長にも自由にご発言をいただきたいと思いますので、進行につきましては引き続き私の方で行っていきます。それではまず、前回の審議のまとめについて事務局から説明をいたします。

【教育改革推進課 須佐美審議員】

～前回まとめ説明 省略～

【教育改革推進課 須佐美審議員】

～論点等に関する意見交換の説明 省略～

【遠藤教育長】

教育長の遠藤です。よろしくお願いいたします。事務局との意見交換ということなんですけど。今回は、今までのご審議していただいた内容について、事務局からの質問であったり、それに対する、委員の皆様の見解というのを伺うという機会かというふうに思っておりますが、今回、そもそもこのいじめの案件について、この審議会にご審議をお願いした時の、一番私たちの根本的な問題意識というのは、学校や教育委員会に求められていることが多すぎて過重なんじゃないか、こんなことできるのかということなんですね。文科省のガイドラインも、法律に書いていないことをあたかも義務であるかのように求めている、それはおかしいのではないかと。そういうことで私たちは「今言われていること、本当に全部やらなきゃいけないんですか」ということを、外部の視点で見ていただきたいと。我々自身では「そんなことできません」ってなかなか言えないので、皆さんにご見解いただきたいというふうに思ったということです。

ここからはあえて挑発的に申し上げますけど、結局、今までの議論を聞いていると、「初動対応はちゃんとやってくださいね」とか、「調査しっかりしてくださいね」とか、結局いい子の意見しか出てこなくて、余計大変になるような審議の方向に進んでいるんじゃないかというふうに、私はやや危惧をしております。そんなことでは、この審議会を作った意味がないんじゃないかというふうにまで思うわけです。ですから、そんないい子の意見を聞きたいわけじゃなくて、「本当にそんなこと法律的に求められているんですか、義務なんですか、物理的に可能なんですか」、というところについてもっと詰めて、私たちは、聞きたいし、「あれをやってください、これもちゃんとやってください」じゃなくて、むしろ「やらなくていいことはないんですか、今言われていることって、本当に必要なんですか」、という観点から審議をいただけるとありがたいなというふうに思って、この意見交換を設定させていただいているということです。ぜひ、そこは文科省も、例えば重大事態の判断は学校の設置者、または学校が行うと言いながら、保護者から言われたら全部やりなさいとか、結局そういうことなんですよ。「それおかしくないですか」ということを私たちとしては聞きたい。ですから事務局も遠慮せずに、そういう視点で「こんなことできませんよ」ということを、今日は委員の皆さんに言っていただきたい。別に委員の皆さんが悪いんじゃないんですよ。委員の皆さんが悪いんじゃないんだけど、「本当に今これできるんですかね」ということを、それぞれのご専門の立場から、「じゃあどうしたらいいんですか」、ということをお聞かせいただけると助かるということでございます。よろしくお願いいたします。

【総合支援課 勝田課長】

総合支援課でございます。スライド資料 16 番をご覧ください。「2 論点等に関する意見

交換（１）児童生徒への対応に関すること」の中に、二つほどお示ししておりますが、①になります。「いじめの対応レベルについて、スライド 20 のようなモデルを考えているがいかにか」というところです。同じ資料の、前の方に戻っていただき、スライド 5 に関わる部分になります。「(3) いじめの定義について」の②です。「いじめの行為を整理し、『冷やかshi』『からかい』などの具体的な分類とそれに対する対応指針を明確にする必要があるのではないか」というところで、委員の皆様方からたくさん意見をいただき、そこにまとめている要約の部分になります。例えば、「いじめ行為が広く定義されているために『日常的に起こりがちな行為』も認定対象となるが、学校や保護者は非常に線引きが難しい」です。また、「教育委員会がいじめ行為について、その事象、原因、経過等の情報を収集・整理し、基本計画に付表としてつけるとよい。また、その付表は図式化してまとめても良いし、都度更新していくとなお良い」です。対応指針に対する意見としまして、「冷やかshi・からかいなど、具体的行為の分類とその対応レベル（深刻度）を明確にする必要がある。ただし、行為そのものに軽重を付けるべきではない」とのご意見をいただいた部分になります。いじめ行為への対応についてスライド 20 をまたご覧ください。私どもで、いじめの対応レベル別モデルというモデルを考えており、こういったものをお示しするのがいかにか、ご意見をお伺いしたいと思います。三段階に分けて、例えば一番上の「強制的に介入するレベル」部分になりますと、児童生徒間の関係に関わらずに警察等の関係機関が介入するような触法行為であったり、著しい人権侵害が発生しているような状況、暴力行為等によって被害児童生徒が教室に入ることができない状態であったりというレベルです。まずは加害児童生徒を教室から離し、警察等をはじめとした関係機関と連携していくレベルです。グリーンのゾーンになりますが、「教育的配慮で見守るレベル」、法律上ではいじめに該当する行為だけれど、児童生徒の対等な関係の中で発生していて、被害児童生徒は日常の学校生活を送っている状況です。こういう場合には学級担任であったり、学年の教職員であったりを中心に対応していきます。こういうツールを用いて、関係する保護者の皆様とお話をしながら、いじめの行為について対応していくというのはどうかとお示しできないか考えております。ご意見よろしく願います。

【吉田委員】

はじめに、事前にいただいた資料のスライド 17 についてです。ここに、「保護者が納得せずにこじれた場合」という表現があります。これは私の個人的な語感ですが公的な文書の文言として「こじれた」は少し工夫されてはどうかと思いました。それでいいということでしたら、強く主張するつもりはありません。

さて、今のご質問ですが、スライドの 20 と 21 についてですね。まず、対応レベル別のモデルということで、私としてはこれでいいのではないかと思います。こうした段階付けをされることで現場にはわかりやすくなるでしょう。その上で、これを誰が判定するかということです。これは学校が判定するよりは、教育委員会など、保護者もその判定を納得できるよ

うなところが行うような仕組みがあった方がいいと思います。これを学校長が判定するとなれば、その適否につて疑問が出ることもあるでしょう。

それから、こうしたものを導入するにあたっては、事前に保護者の意見を取り入れておくことも大事だと思います。そうすることで、保護者からの納得も得ることができ、有効な対応ができるようになるでしょう。

また、21 ですが、「学校は」という主語を付け加えたのですね。日本語は主語を省略することが多いのですが、この追加はなるほどと思いました。

【中西委員】

中西です。スライド 20 のレベル分けなんですけど、レベル分けすることは、いいと思うんですが、これを読んでいて、不登校の場合の前提がどこかにあるのかなというのはちょっと疑問を持ちました。つまり不登校というのは、教室に入れない状況に当たるんだとすれば、すべてレッドゾーンに入ってしまうので、もちろん不登校がいじめによって不登校になっているかどうかの判断自体も難しいと思いますし、それを考えた時に、これを実際、学校現場に落として、「不登校になっている子はどうするんですか？」って多分最初に聞かれるんじゃないかと思うので、その辺をどうお考えなのか、まず質問したいと思います。

【総合支援課 勝田課長】

総合支援課でございます。今、中西委員がおっしゃった不登校、いわゆる教室に入っていない状況の設定はどうなのかというところで、教室への入室というより、まずは、そのいじめられているとされる子どもさん自身の安全確保の観点がきちんと保証されているかどうかというところは、重要と考えております。

【中西委員】

だとすれば、その辺ももう少し文章を練った方がいいのかなというふうに思います。とりあえず。

【西村委員】

西村です。こどもの安全確保を第一にということで、大変心強く思いました。レベル分けなんですけど、なるほどだと思います。ただ、問題は学校や関係者がどれであってほしいかと思うかによって、実際の本当のこどもの困り感と、判定されたレベルが変わるのではないかなと心配しております。と言いますのが、どこまで話したものかと思うんですが、わが子の場合、起きていたことなんですけれども、実際、成功したいじめというものはいじめに認知されないんですね。家に帰るまでに、自転車がバラバラになって帰ったことがありました。ネジが抜けていてですね。これって実際、いじめの被害者の方と何人かお話すると、あることなんです。同じようなことがあったというのがやはり聞かれて、学校がどこまで見抜ける

のかなと。そこが心配な点です。本人の必要な守るレベルと、学校が判定するレベル。学校は、できればこれは子どもたち同士の日常的なトラブルであってほしい。そういうような思いを持つ教員というのは多いと思います。実際そういう事案の方がずっと多くて、正当な対応だと思います。だけど、その中に、これは救わなければというような事案が隠れていることをどうすれば見抜けるのかなと、私自身も悩んでいるところです。親としては救ってほしい。でも忙しい学校生活の中で、それがどこまで見抜けるんだろうか。どれくらい自分自身、先生たちに共有する危険な兆候だとか、実際の出来事とか、そういうストックがあるのかな、対応できる力があるのかなと、そこらへんがとても心配に思っています。

【総合支援課 境副課長】

総合支援課副課長の境でございます。このいじめの対応別モデルについてですが、今、西村委員もおっしゃった通り、人間誰しも問題が起きたときに、大した問題じゃないというように自分で過小評価して、そこから逃げようとすることがあります。だからこそ、こういった対応レベルを活用して学校が保護者さんにいじめの状態を説明することを想定しています。対応別モデルを保護者さんとの共通言語として、こどもを中心とした考え方が持つことを目的としています。いじめの対応を現場で見ると、「これってこども同士で解決させた方がいいんじゃないかな。」というような問題でさえも、親御さんが非常に心配されて、こどもに干渉しすぎるような場面もよく見られます。そういったものを、こどものためにという観点で、保護者さんと学校とこどもが一緒に考えることができるツールとして、機能すればいいのではないかと思っているところです。

【神内委員】

今の話は、レベルがいろいろ違う話になっている気がしていて、いじめ対応のスライド20の話は、被害生徒と加害生徒といじめの行為全部が特定できた場合の話だと思うんですよ。その前の段階の、特定できなかった場合とか、その話が、この図の中には入っていないので、別に基準を作らなければいけないと思うんですよ。例えば、学校が何とかしてくださいという話だったら分かるんですけど、学校の知りえないところで、物が壊されましたとか、何かいろいろあった話は、警察に相談してもらうしかないと思うんですよ。そこで判断してもらって、それでも事実が分からなかったら、警察が分からないことは学校が分かるわけがないので、そこはどのような感じで事実確認をするか考えなければならない。ただ、やっぱりそれで実際にお子さんが被害にあわれていて、学校が不安をいろいろと受け止めることは必要だと思うんですけども、事実確認というのは学校が出来ることと、出来ないことがあると思うので、そのあたりのレベルは、図の中とは別の話だと思うので、そこは分けて議論した方がいいと思うんですよ。

あと、外部が関係しなければいけない話ってあると思うんですけども、結局それはいじめの今の定義だと、被害児童生徒がどう感じたかによって、いじめかどうか判断されるので

あって、そうすると被害児童生徒の聞き取りを誰がするのかという話になると思うんですね。結局それで判断するということになるので、そうすると教育委員会とか、学校以外の人たちが判断するというのは、第三者性とか公平性という意味ではあるかもしれないですけど、最終的に被害児童生徒に意見を聞くのは教員だと思うので、学校が判断せざるを得ないと思うんですね。そういう意味で、他の人が判断する形もあるとは思いますが、最終的には学校が判断するしかない気がするので、それが気になりました。なので、図は図で一つのパターンとして、学校と保護者と、場合によっては児童生徒もそうですが、こういう形で対応します、こういうレベルで想定しています、こういう場合はこうしますという形で、一応共有するというので、方向性としてはいいと思って、図の中に入らないことについてはまた別に議論しましょうということで、今までの話を聞いてそう感じました。

【総合支援課 岡田教育審議員】

総合支援課審議員の岡田です。このいじめの対応レベル別モデルの作成に関しては、課内で一緒に作っていく中で、イメージとしてはいじめの可能性があると起きたと。それに関して、学校で担任であったり、職員が被害の可能性があるとこどもに対して、また加害の可能性があるとこどもに対して聞き取りを行ったと。そこで保護者の方に話をするとき、この用紙を見せて、このように考えていますというものであるというふうに思いました。なので、先ほどお話をいただいた、これは警察が関わる対応だという時には、もうすでに警察に連絡をしていて、この紙を見せるときにレッドゾーンということで捉えていますということにしようかなと思っています。また、まだ警察とか関係機関が介入する前のグリーンゾーンとか、そういったところであるならば、これを被害の保護者であるとか、こどもに対して、こう思うんだけどもということでも共通理解をして、感情的に物事を捉えないようにするということでの位置づけとっております。私も4月から総合支援課内に来たんですけども、これまでの過去の議事録を読んで、懲罰社会とか懲罰主義とか、そういった側面が日本にはあるというような発言等で、そういうことであれば、こういった共通理解のツールが、懲罰という方向で感情的にならないで済むのかなと感じたところです。

【出川会長】

ありがとうございます。このいじめの対応レベルがモデルとして出されるのは、わかりやすくとても良いかと思うんですが、例えばこれを見たときに、自分のこととして考えたらどこに入るんだろうと、ちょっと不明確な気がしています。例えば、実際に窃盗とか暴力行為などかというふうに、「こういうことが起きた、そしたらこういうことをします」とかわかりやすいのは良いのですが、例えば、関係修復必要なレベルというようなところであったら、児童生徒がどういう状態だったら、被害の児童に対してはこういうことを、学校では加害の人にはこういうことすると端的に書いてあって、被害と言っている児童と、加害と思われる児童と、対応をそれぞれ分けて書かれたりした方がわかりやすいのかなと。それと、

最初に皆さんに、保護者に、「こう学校では対応していきます」とお示した方が、ことが起きて、こういうレベルだと思いますという時は、もうすでに、感情的というか、嫌な思いをしている時なので、特に被害の児童さんとかですね。なので、せっかくモデルを考えてあるのであれば、そういうことがない状態で広報することと、また内容は、具体的に、あるいは相手が読んで、こういうことが起きたら、本当にこういうことになるんだなということがわかると、予防的なことにも利用されるといいんじゃないかなと思います。そして、あとゾーンも、いろいろ時間で変わっていくんじゃないかなと思っていますので、このゾーンに、イエローに入っている、レッドになったり、イエローでもグリーンになったりというところが時間経過で少しずつ変わっていったりすることも踏まえて、考えられるといいんじゃないかなと思います。

【江崎委員】

江崎です。私も今、出川先生がおっしゃった通り、時間の経過で状況が変わってくることがあるんじゃないかなというのは、すごく見せていただいたときに思いました。レッドゾーンの中の、こどもたちが教室に入れない状況というところと、イエローゾーンの教室に入っているところの、すごく差が大きいんじゃないかなというふうに感じました。現場で、親が感情的になるのは、やっぱり学校休みだしたりとかした時に、なんであの子は学校に来ていて、うちの子は行けないとか、そういうところで、こじれていたりとか、最初にもっと丁寧に話を聞いてもらいたかったとか、そういう、非常に感情が揺れて、いろいろこじれるというような状況になっていくのかなと思いましたので、ここの教室って言っても、自分の何年何組の教室とかだけじゃなくて、学校にはいろんな教室があると思いますので、なんかそこらへんのところも補足で書いていただいたりとかすると、いいのかなと思います。とりあえず学校に来ている状況で、安心安全のお部屋があったりとかするということもあるかなと思いましたので、ここら辺のところが、もう少し詳しく表現できていると、保護者の方に提示する時とかに、納得してもらえそうなモデルになるんじゃないかなと感じておりました。

【西委員】

まず、いじめの定義ですけども、この中にインターネットを通じて行われるものを含むという文言があるので、とても学校はここに、対応があるのかなというのは思っています。その中で、具体的ないじめの対応ということで6点ありますけども、もう金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたりするものも、この中に定義として残しておいてもいいのかというのはあります。これはもう犯罪行為なので、先ほどから言われているレベルのモデルだったならもう警察が介入するところなので、もしこの文言を残すならば、これもちょっと別枠で何か書かれるのもいいのかなと思います。新しく小学校に入ってきた一年生、約二ヶ月経ちましたけども、「担任にいじめという言葉を使って相談したことある？」と聞いたんです

けども、それはないということでした。ただ、「先生押されたりしました」とか、「嫌なことを言われました」ということは、担任の方に相談するということですけども、じゃあそれをいじめとして、こどもたちにきちんと認識させていくのか、どこでそれを伝えていくのかというのは、その発達段階に応じて、これからしっかりやっていかなくちゃいけないところかなと思います。

もう一つ、先ほどからゾーンの話が出ていますが、保護者はやっぱり自分のこどもさんのことをとても心配して、学校の方に相談して来られる中で、このグリーンゾーンとかイエローゾーンとかレッドゾーンというものを見せる、お示しするのであれば、グリーンゾーンって、なんかちょっと安心というか、そんなイメージがあるので、じゃあ、「うちの子のこの相談はまだ安心レベルなんですか？」とか、逆に「私たちは真剣に学校に相談に来たのに、グリーンゾーンってなんですか？」というようなことが逆に、憤慨されるようなことはないかなと、ちょっと感想でございますけど、思っていました。

【打出委員】

中学校です。今、小学校の西校長先生の方が言われましたように、私も、この図を見た瞬間にすぐ思いました。いじめでグリーンゾーンって何だろうと。これ、学校現場が知った時、ほとんどの先生方、多分それを感じると思います。ただ、このモデルを作っていただくのは、とても学校としてはありがたいと思っています。しかし、これでは、学校はまだ不安です。いろいろ考えてみて、もちろん、家庭から相談があってやっていくと思いますが、これでは、ちょっと曖昧というか、解釈の仕方次第でだいぶ変わってくるので、いじめの重大事態のガイドラインもありますが、チェックリストですね。先に具体的にチェックリストをこの中に入れて、どれだけチェックに当てはまるかというところを入れていくのも方法なのかなと感じました。そうすると学校も具体的に見えてくるし、家庭の方も具体的に見えてくるかなと。ただ、これだけでは、学校の捉え方と家庭の捉え方の違いが必ず起こってくると思います。

あと、イエローゾーンにもありますが、児童生徒間に優劣のある関係性の中でというところでいじめが起こる時って、必ずパワーバランスが崩れていると思います。ただこのパワーバランス、その時によって変わってしまいます。力関係もそうだし、学力、そのクラスの中での自分の関係性というところもあると思いますが、このパワーバランスが変わる中で、これに当てはめていくのはなかなか難しいのかなという感じがしました。これ、国立教育政策研究所の生徒指導リーフの方にも書いてありましたように、ほとんどの子たちがいじめを経験している。入れ替わりが起こっているというところで、これをモデル、どういうふうにして、また具体的にこの文言を入れていくかなというところを学校側の意見として述べさせてもらいました。

【村田慎委員】

村田です。今、先生がおっしゃっていたところですね、ずっと私も引っかかっていて、言

おうと思っていたところなんですけれども、行為が児童生徒間に優劣のある関係性の中で発生するのがいじめなんじゃないかなというふうに思っています。いじめが発生している時点で本人たちにとってはそこでも優劣は発生していて、毎回ものによって、その優劣というのは、どんどん形を変えていくので、ここではっきり簡単にシンプルな言葉で表現をするというのは、ちょっと難しいんじゃないかなというふうに感じました。あと、ずっとご意見ありますけども、グリーンゾーンはやっぱりすごく引っかかっておりまして、ここでいうグリーンゾーンというのが、保護者対応という、ある意味保護者にとってはレッドゾーンになり得るところじゃないかなと。この対応を少しでも誤ってしまうと、一気に先ほどの文言じゃないですけど、一番こじれる危険性のあるのが、このグリーンゾーンの対応なんじゃないかなというふうに思います。保護者の関係の作り方がかなり変わってくる、一番の分岐点だと思うので、これを明示してご説明をするってなった時に、ご家庭への対応、説明、共有の仕方というのは十分な配慮が必要なんじゃないかなと思いますし、それで言うと、このグリーンというのがどうしたらいいのかなと思ったときに、表現は悪いんですけど、トリアージって言えば、もう一番上はブラックかなというふうに私は思っていて、ブラック、レッド、イエロー。グリーンはやっぱりないかなとちょっと引っかかっているところです。

【神内委員】

今の話でも気になったんですけど、いじめを定義するとき、いじめに対応するときというのは、法律上、保護者がどう感じているかというのは関係ないんですよ。だから、こどもがどう思っているかどうかで学校は判断しなければならないので、それを考えたときに、保護者の気持ちがどうであるか、どうあるべきかというのは一回議論の外に置いておく必要があります。

もちろん、学校は、「こういう形で法律が決まっているので、こういうふうに判断して、対応を進めています」というのを保護者に説明する必要があると思うんですけど、グリーンゾーンという呼び方、言葉の言い方もまた検討しなければいけないと思うんですけど、とりあえず、こども本人がどう考えているかというのを確認したうえで、学校が対応して判断するというのをこの図は書いてあるので、保護者がどう思っているかはとりあえず関係なくて、こどもはこう感じていて学校にきているというのならそこをまず尊重しなければならないんですね。保護者が不安になっているのは分かるんですけど。だから、話のレベルが違ってくると思うので、とりあえず、この図は、まずはこどもの気持ちをどう考えて、次に学校は何をすべきかというのを示した図なんですというのを共有した方がいいと思うんですね。保護者への説明の仕方というのは、学校も不安に思われていると思うので、そこはまた議論が必要だと思うんですけど、いじめの定義に基づいて判断するときや、いじめの対応をするときって、実は法律には保護者のことは全く書いていないのに、そこに保護者のことを盛り込んでしまうと、議論が錯綜してしまうと思うんですね。そこが少し気になっていて、まずはこども本人の気持ちで、いじめを判断して対応するというのが、法律の建前なので、そ

こでこの図を理解した方がいいと思うんですね。ちょっとそれが気になりました。

【遠藤教育長】

いじめというのがどんなものをイメージするかによっても違うと思っていまして、例えば熊本市が毎年やっています心のアンケートということで、「今の学年でいじめられたことがありますか？」というアンケートをこどもにとっているんですけど、毎年一番多いのは小学校一年生なんですね。次に多いのが小学校二年生、その次に多いのが小学校三年生です。学年が上がるに従ってどんどん減っていくということです。ですから、学校が対応しているいじめと呼ばれるものの大多数は小学校の低学年で起こっているものなんです、数で言えば。じゃあそれが本当に、みんなこれでいうレッドゾーンなのかって言ったら、おそらくそうではなくて、誰々ちゃんに叩かれたとか、そういう類の教育的な配慮で見守るレベルだと、教師としては判断する。そして常識としてもそう判断されておかしくないものが大半だというふうなのがやはり現実だと思うので、それに関して、保護者が、「いや、これはいじめだ、絶対許さん、法律上はいじめであることは間違いないので、相手が学校に来させないようにしろ、そうじゃなかったらうちの子を学校に行かせない」というようなことが今学校で起こりつつあることなんですよ。だから、そのようなものに対して、私たちは、いや、これは教育、まずは見守るレベルじゃないかという判断ができるようにしたいということで、このレベルを作っていますので、深刻なものからそうでないものまで現にあって、そうでないものの数が現に多いという、この現実を前提に議論をしないと、ちょっとなんか大変な方に、大変な方に対応しましょうみたいになっちゃうんじゃないかと少し思っています。

【吉田委員】

前書きはいただいていたので、事前資料を見て先ほどの発言をしました。今のお話から、このモデルを作られたのは、学校としてすべて同じレベルでいじめとして対応するのが大変なので、学校の教職員で共有化して、個別に判断することが目的だったことがわかりました。つまりは、学校が目安として採用する行動指針として活用するということですね。そうすると、学校が勝手に判断するなという批判はあるかもしれませんが、先生方が現在進行中のものは例えば1とか2にします、あるいは3ですねといった判断をする基準として作られたことを理解しました。

【総合支援課 岡田審議員】

ありがとうございます。いろいろお話を聞いて、もちろん、たたき台の側面もあると思うんですけども、例えば色のことを言うならば、防災気象情報に関する警戒レベルでいうと、白、黄色、赤、紫、黒というふうな、そういった意識というか、色のあれは、非常に大事なかなと思いました。また、保護者のというよりは、こども本人の意識を、意見とか考えを尊重するというような、そういったものも盛り込む必要があるのではないかという意見も大変

勉強になりました。個人的なこの作成の上での印象なんですけども、このグリーンゾーンに書いているところは、過去の議事録で、スコットランドのいじめに対する対応という部分に関して、日本が懲罰社会、懲罰主義という部分の中で、学習の機会として、全部いじめを大人が取り上げてしまえば、こどもがそういった人間関係調整力とかの機会を失ってしまうというような話を伺いましたので、落ち着いて大人同士、保護者と学校の先生方が、一番下の段階であれば、少し様子を見ていきましょうみたいな、冷静に話せればという感じを受けながら作成に携わりました。グリーンレベルのところでは、被害を受けたこどもの保護者にそういった学習の機会と言うと、非常に逆なでしてしまうような状況がある。でもここを一応書いておけば、なんか話のきっかけになって、もちろん保護者に対してであったり、こどもに対してであったりも、「どのレベルにありますか？」と聞くことをまず大事にすることになると思うんですけども、そういった学習の機会として取り上げられる。先ほど教育長もおっしゃいましたが、「小学校低学年の中で叩かれました」というパワーバランス、微妙な部分あると思うんですけど、そういった部分で、一緒に保護者の人とこどもを育てていくということになればなと思いました。過去の事例とか、他の自治体の例とか、ちょっと言葉を濁しますけども、こども同士はもう教室に普通の状況に戻ってしまっている、ただ、親同士がいがみ合っているという状況もある中で、それを学校が苦しめないためにはどういうふうにあるべきかというような共通理解ツールだというふうに感じながら、携わりました。

【西村委員】

ご説明ありがとうございました。お尋ねは二つあるんですが、こういうレベル別モデル、表になっているようなものとか、他の自治体で先行事例があるのかというのと、研究機関でそういうモデルみたいなものがあるのかというのが一つです。

もう一つが、いじめ防止対策法は法律ではあるんですけども、強制力が他の法律と比べたら、格段にない法律で、いろんな解釈がとれると思っています。実際、調査委員会にかかったような事例の保護者からすれば、学校がこの法律を守っていないというような感じ方をされることが多いのかなと思います。実際は、熊本市の取組のように、たくさんの親の訴え、こどもの訴えに学校も教育委員会も対応している。疲弊するほどたくさんの案件を抱えてですね。それぞれのこどもか保護者は法律に該当するんだと思って、学校に訴えるわけですね。方針というんですけど、お互いのずれというんですかね、保護者からは守っていないと思われる、そして法律をそのまま聞いたら、やっていられないというような、学校と教育委員会の状況があるわけで、そこを埋めるような基準みたいなものを作っていきたいという、そこに願いがあるのかなと。その2点ですね。他の自治体の例と、狙いとするところ、法律で示していない部分を現実的なレベルで対応可能なものにするような指針みたいなものを熊本市で作っていきたいということなんでしょうか。

【総合支援課 境副課長】

総合支援課の境でございます。この対応別モデルを考えるにあたって、特に他の自治体を参考にしたというものではございません。私が調べた結果、他の自治体で同様のことをしている事例は確認はできておりません。委員の皆さんは各全国の自治体ご存知なので、事例があるかもしれません。また、法律の部分については、保護者さんが学校が法律を守っていないと思わせる部分を埋め合わせる。つまり、保護者さんの感じ方とか感覚だけではなく、こどもがどう思っているかという視点で、対話に持っていきたいというのは学校現場の思いだと思います。こどもさんが不安がっているものを、「いや、大丈夫ですよ」とは絶対言えませんが、実際の保護者さんはとても不安がっておられます。親がこどもを守るとするのは当たり前で、それは誰もが持っている感情なんですけど、実際はこどもさんと親御さんの気持ちがかけ離れている事例もあると思います。だからこどもさんが中心になって、いじめの対応というものが進んでいけるように視覚的に対応を分ける事で、お互い共通理解を図っていったらいいのではないかと考えて、対応別モデルを示しているところでございます。

【遠藤教育長】

ちょっと今の補足で、法律に関して、守っていないんじゃないかというふうに見える場合は確かにあると思います。ただ、法律自体が問題ということもあるんですけど、法律にはそんなに細かいことは書いていないんですよ。法律には書いていないことを、文科省がガイドラインでいろいろ細かいことを書いている、それには確かに沿っていないという場合が多いんです。それはただ法律に沿っていないのではなくて、法律はいろんな解釈があるんだけど、文科省のガイドラインには沿っていない。それが法律に違反しているというふうに思われてしまう。ですから、我々としては、法律に反することはできませんが、文科省のガイドラインは法律じゃありませんから、それはおかしい部分はおかしいと、「このガイドラインのこの部分はおかしいので、熊本市はこういうやり方でやります」ということが言えるようにしたいというのが一つ、このようなことを今考えている理由の一つです。

【西村委員】

確かに必要だと思います。息子の言葉を借りれば、対応が全部アドリブなんだと。一番上のは、法律で決まっているけれども、ではどうするかというその後の施策から何から、もう多種多様でお任せという状態で、一番最初に対応するのは教員なんですけど、教員は何をしていいかわからない。これをどう判断すればいいかわからない、どう動いていいかわからないというのがあるので、やはり間のもの、ガイドラインも現実に即していない部分というのはあると思います。そういうところに降りてきたものを全部受け止めるだけじゃなくて、現実の現場では、これは難しいとか、こうやったら、こんなこと言ったってうまくいかないとか、あると思うんですね。だからとても大変な作業だと思うんですけども、やはり学校現場のいろんな事例も拾いながら、それこそ失敗例とか、アップアップでもう受け止めきれないとい

うようなレベルの事例を集めてほしいなと思うんですよね。なかなか、それを現場で語る機会もなくでですね。それに、本当に難しいのが、誰かを批判しているように聞こえるかなと思うと、なかなか教員同士でも言えなかったり、それこそ判断に迷うんです。だから、そういうのを、ワーキングチームで詰めながら話していくというようなものをして、根拠を持って、ガイドラインのここは熊本市はこうしていきたいというものができればいいのかなと思っています。

【神内委員】

ほかの自治体がやっているかどうかという話は、やっている自治体はもうあって、モデルとか基準を作って、かつ保護者用にマニュアルを作って保護者に配っている自治体もありまして。代表的なのが、茅ヶ崎市がやっていて、ネットで検索すればすぐ出てくるんですけど、いじめが起きたときに保護者の方にどう理解していただくかというのをレベル別書いていて。今共有できていますかね。こんな形でやっていて、法律上はこうなっていると、学校で対応しますという感じのことを、こんな感じでマニュアルを作っているんですね。こんな感じのことをやっている自治体があるので、熊本市でもそういうのを作って、作ろうとしているのがそれかもしれませんけれども、やっている自治体はあるということをご連絡できたらなと。

【打出委員】

中学校です。先ほどありました、西村委員が言われたように、学校現場では、やはり先生方はそれぞれです。このいじめ重大事態に対するとか、いじめに対するとかの法律もそうですし、いじめ重大事態ガイドラインも、いじめ防止基本方針も正直知られない先生がいらっしゃる。だからこそ私たちは組織で対応していく。管理職が知っておくのはもう、今の時代、当たり前になっておりますので、だからこそ私はいつもいじめが起こった時には学年、そして学校全体でしっかり組織で対応しましょうと。そうすれば多くの意見が出てくるし、先ほど言われたように、見落としがなくなってくるかと思っています。

一点、このレベル別のモデルのところではやはり、このままでは正直学校も難しいかなと思っています。先ほどの、いろんな説明もありましたけど、実際、この強制的に介入するレベルで、「いじめ問題への対応に向けた警察との連携等の徹底について」という通知が出ています。これはもう警察と教育委員会、学校が連携してやっていきたいと思いますということで、警察への相談または通報すべきいじめの事例というの、このように表でまとめられています。暴行、傷害、強制わいせつ、脅迫とか、名誉毀損とか色々あります。この辺のあたりがもうちょっと明確になってくるといいのかなと。学校で起こった時に、これ先生方で照らして言っていました。これを警察に相談したらいいよねということで。そうすることによって、先生方も少し、対応に不安感はなくなってきたかなという感じがしています。

【人権教育指導室 岸森室長】

人権教育指導室でございます。まず先ほど、吉田委員からご指摘がありました、「こじれた」という表現ですけれども、「複雑化した」という表現でよろしいでしょうか。

【吉田委員】

とにかく「こじれた」は、やめたほうがよろしいと思います。

【人権教育指導室 岸森室長】

ありがとうございます。では、「複雑化した」ということで、修正したいと思います。ありがとうございます。資料の方は17ページでございます。保護者への対応に関することです。事案発生後、学校の対応で子どもたち同士は、話し合いで解決に向かっているのですけれども、保護者が納得されずに複雑化した場合、また、保護者の学校への要求というのが過度になってきた場合などの対応を、学校はどのようにすべきなのかということで以下の3点について、ご意見をお伺いしたいと思います。1点目、スクールロイヤーはどのように関わるべきか、2点目、教育委員会以外の機関にどうつなぐべきか、3点目、つなげる、仲裁していただけるような関係機関にはどのようなものがあるのか。以上3点、ご教授の方、よろしくお願い致します。

【末富委員】

先ほどの論点と関わってなんですが、まず、熊本市のいじめ防止等対策基本方針を改定していくということの前提で申し上げますと、いじめの対応レベル別モデルと関連して、方針の目的をちゃんと明確にしなければなりません。

何を言っているかと言うと、教育委員会も学校も、もうキャパオーバーなんだという前提を示した上で、私もそもそも教育委員会と学校は何をやるどころかなど、地方教育行政法と学校教育法を今確認して、改めて申し上げますけれども、学校の役割は子どもたちに教育活動を保証することなんですよ。教育委員会の役割は、教育の機会均等と教育水準の向上であるということが明確にされているので、そこを主軸に安全な学校教育活動をまず維持するというのがおそらく大前提になります。

その部分が今まだ基本方針では安心という表現でしか書かれていなかったようですので、問題を整理する時の基本原理を明確にした方がいいです。

まず、学校安全の維持である、だから、司法連携は当然のことであるということが導かれます。その上で、先ほどから問題になっている、グリーンゾーンというか、一番ライトだというレベルでどうするかといった時に、「軽いレベルでもいじめ重大事態なんです、うちの子、学校に行かせません」ということが起きているので、教育委員会・学校が非常に疲弊しておられるということであるならば、今のいじめ防止対策の方針の基本理念のところに、「子どもたちの人間的な成長を重視する」と書いてありますので、学校教育活動の中で、

人間的な成長を重視するというふうに、学校側が判断できるレベルである場合には重大事態とは判断しませんよと示すこともできると考えます。

ただ、その場合には保護者にも外部の相談機関を紹介して、統一されたいじめ対応方針基準で考えて、やっぱりこどもたちを見守りましょうというように連携した対応をすすめることが重要かと。何かあったらすぐに、次のイエローゾーンなり、レッドゾーンとして、動ける準備はしておくけれども、一度見守るプロセスをつくる判断もできるように整備することも考えられます。

学校の専門性に一度こどもたちを委ねて、その中でこどもたち同士の関係とか、例えばですけど、加害者とされた親もこどもたちを見守って、学校に「ちょっと危なそうなんです」みたいなことが言える関係である方が、おそらく学校側も動きやすいし、結局それがこどもたちの成長につながるのではないかと思います。

以前申し上げた通り、私も加害者側の親になりましたけれども、また加害しそうだなって、最近心配なんですね。運動会シーズンなので、また人間関係が再燃しそうですねですけども、その時に親からも学校にこどもたちの関係を見守ってほしいと相談できることが大切だと思います。

以前は、いじめ加害してしまって、運動会の練習などでもまた相手にイラついたけれども、いじめや加害的な言動をせずにやり過ごすことができたならば、それは人としての成長であるわけじゃないですか。そういうレベルにとどめ置くというか、そうすることがこどもたちの成長のためであるという判断基準を設けておく必要があると。

それから日本では学校の先生たちの指導と称する行為が、さまざまな課題を生んでしまっているせいで、指導そのものが不信の対象になっているんですけども、基本的に必要なのが、適切な指導のあり方というのをちゃんと確立していくことが今とても必要なんです。

不適切指導で、こども自身を追い込まれたご遺族の会もおっしゃっていることで、不適切指導を起ささないためには、適切な指導を確立していく必要がある。と

逆に言うと、そこで適切な指導とはこういうことであると、要するに教師のばらつきというのが今あまりにも大きすぎるんですよ。そこを、「適切な指導というのがこういうことなので、そのルールでこどもたちに関わります」と明確にする必要があります。

逆に言うと、そこで適切な指導ができていない教員がいれば、その教員に対しても学校はアプローチしなきゃいけない。

ここまで述べてきょうに、基本方針の目的だったり、基本理念のレベルから整理していくことによって、いじめの対応別モデルもそうですし、今話題になっている保護者への対応についても、整理できるだろうと思っているということです。

もちろん細かい部分はやっぱり、西村委員がおっしゃったように、現場でこれですごく困っているとか、逆にこれは失敗したなと思っているみたいな、現場のヒヤリハットがもうちょっと吸い上げられると、もっといいガイドラインになるかなと思っているということです。

本題の方に行きますけれども、先ほど、神内委員が教えてくださった、茅ヶ崎市の「保護

者の皆様をお願いしたいこと」を私も見たんですけれども、これ大変よくできているなとは思っています。

それを導入したとしても、なお保護者が納得せずに、事案が複雑化するとか、学校への要求が過度になった場合はどうするかということですが、例えば保護者同士もこじれるわけですが、こじれるって言っちゃダメかもしれませんが、率直に言ってこじれます。

ですが、保護者同士を仲裁する機関は現在、公的機関としてはないわけですね。以前ご紹介したような、四日市市の学校 ADR のように、やはり法曹家が入りながら調停する仕組みというものを、どう作っていくかということも大事だということです。

四日市市の学校 ADR も民間ベースで、しかも弁護士会の持ち出しがかなりあるんじゃないかと私は踏んでいますけれども。

スクールロイヤーについては、こちらも神内委員や村田晃一委員のご意見を伺う方が早いと思いますけれども、基本的に、先ほどの、まず学校の安全を守りながら、こどもたちの成長、人格の発達を促していくという目的を整理できたとするならば、スクールロイヤーは学校側を守る役割の方が表に出てくるはずです。

だから、学校と加害者、当事者はそれぞれ固有の利益を持っているので、そうすると被害者や加害者ではなくて、学校側のまず安全の保持であったり、この学校の判断で「大丈夫、ひとまず見守りましょう」みたいな、「いつでも動けるようにしておきますよ」と学校に伝えながら専門的意見を提供する役割になるのではと思います。

教育委員会以外との連携についてはもうすでに熊本市は、「こどもの権利サポートセンター」があり、警察との積極連携はこども家庭庁も打ち出していますけれども、やっぱりイギリスと比較して日本はなかなか具体化できていないという状況にあります。司法や医療にどうつながるべきかも事案によりけりだと思います。特にこども同士、あるいは大人からこどもへの性暴力被害の場合には繋がる先というのもそれぞれ特殊になりますし、不登校といじめが絡んでいれば不登校支援も絡むし、それぞれの事案ごとにかなりネットワークが多様なので、そこをどこまで整理しきれるかなと思っているということです。

【村田晃一委員】

弁護士の村田晃一でございます。スクールロイヤーは、もともととは中立の立場で関わるというところから起こってきている制度だと思います。熊本でいうと熊本県がスクールロイヤーの制度を持っています、これはやる中身は児童生徒対象の出前授業と、それから教職員研修と学校から相談について助言をするということになっていて、代理人はやっていません。これは県の制度で、熊本市が今日からスクールロイヤーをスタートしますね。初めて1人。このスクールロイヤーは代理も一応前提とされていますかね。

【遠藤教育長】

保護者の相談に同席するとかいうことはしますけれども、代理人までは想定していない。

【村田晃一委員】

ただ、募集の要項なんか見ると、債権回収とか訴訟対応とかいうのも含まれているようなスクールロイヤーですね。ちょっと独自性があるかもしれません。そういうスクールロイヤーが熊本市では、今日から始まるという状態になっています。この保護者対応に弁護士がスクールロイヤーがどう関わるかの問題は、最近ではあまりに学校に対しての保護者からの不当要求が強すぎて、これは学校に対する暴力だ、民事介入暴力だという捉え方もされてきていますので、もう学校に対する助言指導ぐらいでは足りないと。学校の代理人になって学校を守る弁護士として機能するべきだという議論は起きてきています。これをやると、確かに学校を守るためにはもちろん弁護士つけて構わないわけなんですけど、他方でその弁護士は学校代理人になりますので、学校の利益とか権利を保護する、実現するという方向で動くことに一応形式的にならざるを得ません。内心こどもの最善の利益のために動きたいという、心あるこどもに関わる弁護士はみんなそれをやろうと思っているはずなんですけどね。それをやろうとしても、形式上、学校代理人として関わるので、それが貫きにくいという言葉聞いています。こういう相談の場合は、加害児側、被害児側、それも複数いたりすることもあるんですけど、学校代理人になると、どの子を優先してという動きもできにくくなってしまふ、という動きにくさは抱えてくると思います。なので、学校の代理人をやるスクールロイヤーが出てきていいと思うんですけど、その時に保護者側にも、こども側にも代理人がつくような体制が本当は望ましいなと思います。こどもと保護者の意見が違うこともよくありますし、なので、もっとその場面に関わる弁護士が増えてくれるといいなというところなんですけど、現実的にはなかなか難しいのかもしれない。状況としては今そういうところだと思います。

【西委員】

保護者への対応というところで、第三者の方にできるだけ早い段階で入っていただくと、学校としてやはりとても安心感はあると思います。その中で、本年度から、学校教育コンシェルジュが新しく開設されまして、学校に直で来るはずだった相談が、コンシェルジュの方に行くだけでもちょっと学校の負担感というのは、減ってきているのではないかなと思いますので、例えばこういうコンシェルジュとか、こどもの権利サポートセンターの方に直で相談があったもので、できれば先ほどのレベルで言ったら、イエローゾーン的なものになったらコンシェルジュ、あとはサポートセンターの方から来ていただいて、仲裁役じゃないですけど、第三者的な立場で話し合いに入ってもらうとか、なんかそういう制度ではないですけども、そういうのが少しあったら学校としても、学校ではもうどうしようもないということで、別の機関に入ってもらうとか、なんかそういうのがあればとても学校としては、もう戦々恐々としなないとか、もうちょっと負担感を下げながら、そういうこどもたち、保護者の対応に取り組めるのかなって今思っ、聞かせていただきました。

【出川会長】

熊本市には先ほど出ましたように、こどもの権利サポートセンターとかで、こどもたちの代弁や、自分の意見を言えないこどもの言葉を一緒に考えてもらって、こどもが発言をサポートするとか、こどもの声が、届くような、対応ができるようにするのがいいと思っています。こどもの権利サポートセンターなどを活用して、しっかりこどもの意見を聞く仕組みを作ることが必要だと思います。

【遠藤教育長】

こどもの権利サポートセンターにも、今日来ていただいていますので、ちょっと伺いたいなと思うんですけど、先ほどから議論になっています、例えば、いじめの対応のレベル別って、学校は、グリーンと呼ぶかどうかは別にして、「これはグリーンゾーンです、見守りましょう」、保護者は、「いやこれはレッドゾーンじゃないですか、今すぐ対応してください」という時に、それが一番皆さん心配されているケースだと思うんですけど、じゃあそういう時に「分かりました、それはもうこどもの権利サポートセンターに相談してください」という、例えばそういうルートを作るとかいう場合ってどうですか。こどもの権利サポートセンターとしては、「全部うちに持ってこられたら困ります」とか、そういうことなんですか。それとも「いや、ちゃんと対応します」ということなのか。今学校としてもやはり第三者に話を聞いていただいた方が、冷静にお互い話ができると。保護者と意見が合わない時に直接交渉するんじゃなくて、間に第三者が入っていただいた方が非常に話がお互い冷静にできる、結果的にこどものために冷静な判断ができるということはあると思うんですけど、その辺はいかがでしょう。

【こどもの権利サポートセンター 井上所長】

こどもの権利サポートセンターでございます。ご存知の通り、市長事務部局のこども局に、令和5年度にこどもの権利サポートセンターということで設置され、こどもホットラインということで、こどもさんからの相談を中心に、学校からも保護者さんからも相談を受けているというところです。設置の目的としましては、学校内外を問わず、学校から独立したということで相談を受けていまして、第三者性と言いますか、中立性というのが一番にあるところかなと思いますけれども、その他には、例えばこれはどこに相談していいかわからないとか、もしくは学校のことなので学校に相談しにくい、躊躇してしまうとか、そういったことで相談もありますし、直接相談はできないけれども、匿名でということで、相談をしている部分もあります。いろんな機能があるところですけども、教育長からお話がありましたように、このいじめ対応レベルのレッド、イエロー、グリーンと、ちょっと今表現はされておりますけれども、これを見た時に、こどもの権利サポートセンター、こどもホットラインの対応としては、イエローゾーンだったら関わりとか、レッドゾーンだったら調査して仲裁に入るとか、そういった感じではちょっと捉えておりません。例えば、ここで書いてありま

す、教育的配慮で見守るレベル、これにつきましても、当然、こどもからも相談がございまずし、低学年ですと、はがきとかでも相談がございまずるので、現状として、第三者的に対応しているというところございまず。ですので、後半の方に議題として、こどもの権利サポートセンターの機能について、どういった関わりがあるのかということで、議題として、質問事項としてあげていたところではありますけれども、何かしらこの仕組みとして、ここの段階になったら、こどもの権利サポートセンターで対応する、こういう場合になったらというのがなかなか設定しにくいという部分を、正直感じているところございまず。

ただ言われる通り、こどもの意見を第一に、保護者さんの意見とか、学校の立場とか、いろいろあると思いますけれども、こどもからの相談、こどもの意見、こどもの考え、それを尊重して、それを学校であったり、保護者の方であったり、友達のいじめが起こった相手の加害者、被害者というのが、適当かどうかわからないんですけれども、第三者的に伝えていく、そうすると、保護者の方も納得感が得られたり、こどもも前向きに進めるようにサポート、支援していくということは重要であると思います。答えになっているかどうかかわからないんですけれども、教育的配慮で見守るレベル、イエローゾーン、レッドゾーンという区分けというよりも、こういった場合に、第三者的な部分が必要ということであれば、見守るレベルであっても、深刻化しない、先にこどもたちが相談をして、それでやり取りをして解決に向かうという場合もいっぱいございまずるので、そういう深刻化する前に関わっていくということも重要ということで思っているところございまず。

【遠藤教育長】

今申し上げたのは、イエローゾーンになったら介入してほしいとかいうことよりは、その関係者の認識が違うときに仲裁してもらう役割ができるのかということですね。つまり、認識が一致していれば別に問題ないんです。「グリーンゾーンですよ」って学校と保護者が一致していたり、「レッドゾーンですよ」って学校と保護者が一致していたら、それはそのように対応するので、その時は特に第三者を必要とするということではないと思うんです。むしろ、保護者はレッドゾーンだと主張するんだけど、学校はグリーンゾーンだと認識していて、お互い話が膠着状態だというような時に、第三者的に、こどもの権利サポートセンターに相談して、こどもの間に入っていただいて、それを仲裁していただくというような役割が担えるんでしょうかという、そういう質問ですね。

【こどもの権利サポートセンター 井上所長】

教育長がおっしゃる通り、認識が違うので、それぞれの言い分を、現状としては保護者から相談があった場合に対応している状況、学校から相談があった場合も対応しているという状況であります。何かしら自発的にか、紹介されて相談があった場合に対応しているというところがあるんですけれども、それぞれの認識が違うところを聞いて、それについて客観的に、例えばいじめであっても、その他の要因がいろいろ絡み合っている場合も、複数

の部署に関わったり、そういったのもございますので、そういったところも総合的に解決策を、関係機関とも連携しながら、こどもの意見を中心に聞きながら、考えて対応をしたいところでございますので、こどもの権利サポートセンターの方で意見を、それぞれの言い分を聞いて、仲裁と言いますか、一緒に解決方法を考えていくということは可能である、現時点としてそういう機能を持っていると考えております。

【村田晃一委員】

私もこどもの権利サポートセンターに立ち上げからずっと関わっているものとして、所長もなかなか言いづらいところもあるかもしれないので申し上げます。サポートセンターにはいろんなところから相談が来ます。こども自身からも来ます。一年生がはがきに大きいひらがなばかりで、相談を寄せてくれるようなこともあるし、メールでくれることもある。電話してくれることもあります。保護者からもあります。学校からの「ちょっと助けてくれ」もあります。地域からもあります。こども食堂から、「こういう子がいるんだけど気になる」とかいう連絡もあがってきています。だんだん相談機関として知られてきていると思うんですけど、まだまだいろんな関係機関が、こどもの権利サポートセンターってどういうところなのかというのは分かっていたいていなくて、例えばケース会議を開こうとしても、学校や行政機関でさえあまり乗ってこられなかったり、また保護者あてに連絡を取るとサポートセンターが学校側の機関みたいに見られてしまうこともありますし、こどもに直接話を聞きたくても遮ったり医療機関につないだほうがいいのに、抵抗される親御さんも少なくない。そういう状況でなかなか進めるのに苦労しているというのが実態のようです。ただ、その中でもなんとか誤解しているのを解きほぐしたり、議論の交通整理をしてみたり、あるいは「SSW、SCにつないでみたらどうですか」と保護者、学校に提案してみたりということをやって、それが功を奏しているケースもいろいろ出てきましたよね。だから、だいぶ良くなってきたなと思っているところなんですけど、まだまだちょっと知られていないということで、動きにくさはあると思います。困ったものはなんでも、このサポートセンターに持ち込めば仲裁がうまくいくなんていう状態には今はまだないと思います。知られていないこと、それから人員がやっぱりまだまだそれに対応するには少ない、というところがあるので、そういう仲裁機能をサポートセンターが担うという形で行くのであれば、それなりの人員とか、権限ですね。権限がはっきりしないんですよ。根拠法令もないので、そういう整備もしてもらえると、動きやすくなっていくかもしれません。

【吉田委員】

第三者についてですが、いじめが問題化した時は、学校自身が当事者になっています。保護者には、それだけで偏っていると見られる。そこで第三者になれば学校の負担は軽くなるとしても、どこかがその負担を引き受けることになります。そうした対応は行政の判断に任せるしかないでしょう。これは誤解を招くような言い方ですが、私は、学校は問題の対応

を、例えば教育委員会に委ねれば良いと提案しています。具体的な例を挙げると、問題が大きくなりそうな時には、保護者との会合で録音をすることが必要だと思います。時間が経過して「言った」「言わない」といったことが問題になるからです。その際に、こっそり録音するのではなく、「こういう事態では教育委員会から録音するよう指示を受けている」といった説明をする。つまりは、録音を校長や学校の責任で行うのではなく、教育委員会の指示だと言えれば良いわけです。それだけでも客観性の確保には役立てることが出来ます。

先ほど西委員がお話になったコンシェルジュですが、こうした相談する組織はとてもいいと思いますが、コンシェルジュは学校に出向いて対応していただくといいですね。それに併せて、わたしの体験ですが、第三者委員会が教育委員会の下で設置されるわけです。そのこと自身が保護者には「教育委員会と同じではないか」と否定的に捉えられたことがあります。もちろん、我々としては第三者に徹して、教育委員会に対して厳しい評価をして報告書等を出した経験があります。ただ、村田晃一委員もおっしゃいましたが、こうした制度や組織がどのくらい信頼できるかがポイントになると思いますから、これを実績で示していくほかないと思います。その点では、実績が上げればそれだけ担当する方の負担が増えますし、人材確保を含めて予算等についての配慮も当然出てくると思います。

また、この委員会の目的がガイドラインを検討することですので、これについても話しておきたいと思います。本委員会の打出委員は総合支援課にいらっしゃった時からの付き合いです。その際に熊本市のガイドラインのバージョンアップのお話がありました。わたしは、その原案にかなり多くの校閲をさせていただきました。ただし、それは私の主観的な思いですから、ご採用できるところだけ取り入れてくださいとお願いをしました。私として強調したのは、例えばガイドラインが文科省のガイドラインと同じものでは意味がないということです。また、前のものと同じような部分が繰り返し出てくるようでは、「まだ、そんなこともできていないの」と言われてしまいませんかと疑問を呈したのです。ここで議論するガイドラインはこうした点を考えていただきたいと思います。その厚さや重さではなく、教師の声は言うまでもなく、こどもや保護者の生の声も入っていて、わかりやすいと評価されるものになってほしいと思います。こうした情報をガイドライン本体に入れるかどうかは別にして、付録のような形にしてでも含めていただきたいですね。

もうひとつ、今の時代、多くの企業等で、安全の指針やガイドラインなどはスマートフォンに入っていて、現場では索引で検索するとすぐに出てくるようにしています。それが特に事故防止や安全については役に立つわけです。じつは、それでもガイドラインを見る人が少ないという声もあるほどです。ですから、文書だけを出して、それで満足して仕事は終わりでは意味がありません。今では誰もがスマートフォンをお持ちだと思いますので、問題が起きた際の対応について、こうした情報を得て、「ああ、こうしたらいいんだ、こんな例もあるんだ」といった判断ができるガイドラインを作っていただきたいと思います。ただ、企業体の場合はスマートフォンも私的なものではなく業務用として持たれています。こうした辺りは予算を伴うこともあって、教員の場合は仕事上の対応にも拘わらず私物を使っているの

が現状でしょう。これもしっかり考えているべき問題だと思います。

第三者に関する内容から話を広げてしまいました。

【江崎委員】

現場のことを今ずっと考えていたんですけど、こどもたちは AI に相談するとかいうのがすごく今多くなってきていて、AI が「こんなしたら」みたいなのを提案してくれると、それで動いていくというようなことも、結構増えてきているかなと思います。最近はやっと大きな、スポーツ関係の人が辞められたところも、お子さんが AI に相談して助言もらって、その通りに行動したらこんなことになったみたいなのがあったと思いますけど、こどもたちは多分あれに相談して、こうしたらいいよみたいなのは、現場ではもうすごく増えてきているんじゃないかなと思います。鉛筆取られて嫌だったとかですね。そしたら「こんなふうに考えたらいんじゃない？」みたいなことをすごく応援してもらったり、指導してもらったりみたいなのはあっていて、先生たちの中でも、活用していますという先生も、結構お若い先生はおられると思います。そうすると人間関係とか、いじめとか不登校とかの対応に対し、どんなふうにみんながいろんな機関を活用していくのかみたいなところに少しそういう、前はネットでみんなで相談し合ったり、同じ立場の人が集まる場というのがありましたけど、今 1 対 1 でそういうふうな、相談するようなのも増えてきているので、なんかそういう時に、「どこどこに相談したらいいよ」の助言がもらえるようなシステムというのものもあるといいのかなというふうには、ちょっと今お話聞きながら思ったところでした。

【中西委員】

休憩前に申し訳ありません。ガイドラインの話からすると、先ほど末富委員もおっしゃっていましたが、やっぱりガイドラインを改定する時に、学校はキャパオーバーであることを明確に打ち出したリード文みたいなものをやっぱりつけるべきだと思うんですね。世の中の認識というか、そこがどこまでわかっているのかな、というのが非常に気になるところで、その、なぜこういうことをやるかということを明確に伝える、周知するべきだと思います。サポートセンターのお話で言えば、このスライド 18 に書いてあるように、第三者委員会にかけなきゃいけないような事態を避ける意味でも、もうこういう時はサポートセンターは関わってください、その前にというのを、やっぱりそれもルール化した方がいいように思います。最後にちょっと気になるのは、そうするとサポートセンターはキャパオーバーにならないのかなというのは気になっておりまして、それは人員を増やせば対応できるのかもしれませんが、その辺のところをちょっと伺っておきたいなと思いました。

【こどもの権利サポートセンター 井上所長】

第三者的に関わって、解決していくといいますか、関係機関と調整していくとか、そういったことは必要だと感じていまして、必要でございますので、現状としてもその機能はあって、現時点ではこどもの権利サポートセンターを知っているお子さん、保護者、また、教育

コンシェルジュさんに相談があった場合も、こちらを紹介されたりした場合もございます。そういった感じで、今対応している状況ということでございます。先ほどおっしゃられた通り、キャパオーバーと言いますか、学校がキャパオーバーのところ、今度こどもの権利サポートセンターがキャパオーバーにならないかということは、確かに件数がそれなりに増えればキャパオーバーにはなるとは思います。ただ、それというのは、機能の面ではなくて、組織の規模といった面ですので、その辺については、そういった相談が増えてきた中で、やはり考えていかなければいけない課題としては残ると思いますけれども、第三者的に関わっていくということは大きなことかと思っております。先ほど村田晃一委員からご発言がありました通り、仲裁機能と言いますか、それを全部こちらでしたら、人員が足りないのではないということもございましたけれども、確かにそうではございます。それから、この場でまた言ってよろしいのでしょうか、その権限がない、調査権がない、改善勧告する権限がないという部分もございます。実は現状としては、そういった条例とかを規定せずに、権限を付与せずに、任意で相談を受けて、連携調整して、県立学校、私学も含めて、ご協力をいただきながら、調整して対応しているということでございます。この権限があると、逆に調査に時間がかかって、即対応と言いますか、迅速な対応ということができなくなるという反面もありまして。四日市市の ADR、弁護士の方が対応していく、第三者的に仲裁していくという話も、前回まで何回もございましたけれども、現状としては、こどもの権利サポートセンターではそういった何かしらの調査権限、改善を仲裁する権限と言いますか、そういったものはちょっと持ち合わせておりませんので、重篤化、深刻化する前に、早期に連携して、対応していると言いますか、そういったのが現状というところでございます。キャパオーバーという面については、それなりの相談件数があれば、確かにそういったのは発生するかもしれないというところでございます。

～休憩～

【こどもの権利サポートセンター 井上所長】

こどもの権利サポートセンターでございます。18 ページの論点（3）その他の②でございます。先ほどから話は出ているところでございますけれども、意見交換として、第三者委員会に至る前に問題を解決できる機能を持った組織の有用性について、前回まで意見がございまして、その組織にこどもの権利サポートセンターがなれるといったようなご意見がございました。こどもの権利サポートセンターの機能につきまして、具体的にこういったイメージを持たれているのかということで、意見交換をしたいという内容でございます。よろしくお願い致します。

【末富委員】

すでにもうある程度ご説明いただいているとは思いますが、まずやはり、いじめの

被害を訴えるこどもに対しての相談機能と、その子の最善の利益を重視した課題解決に力を注いでいただくというところがおそらく基本線なので、そこをあらかじめ確認させていただいた上で、やはり保護者や学校との調整、特に保護者との調整をどうするかが、先ほどのお話を伺っていても難しいなど。

ただ、逆に言うと、こどもの権利サポートセンターに勧告や命令の権限がない分、機動性も高いというところもありましたので、保護者・児童生徒との関係を整理した方がいいかなとは思っております。

日本の場合、家族への介入の権限が極度に児童相談所に集中しすぎており、だから児童相談所もパンクしているんですけれども、その権限の一文を例えば市のこども家庭センター等に振り分けられるものがあるのかなのかというのも考えないといけない。

これは私も研究者として最近の検討課題の一つなんです。

今回の審議会の答申がまとまる時に、国への提言として、「本当に児相だけに、ここまで権限を集中させていて大丈夫ですか？」という、権限の分担のあり方みたいなものを示していった方がいいかなというふうにも思っています。

熊本市は特に政令市で、児童相談所も設置されており、こども家庭センターも各区にあり、かつこどもの権利サポートセンターもあるという非常に恵まれた条件の中で、何をどう連携していくかなというのがかなり大事かなと思っております。

具体的には、学校医さん等も、もう必要じゃないかと判断した場合において、医療を受けさせないというのは、虐待行為に当たるはずですよ。厚労省が宗教二世のガイドラインでも示していて、必要な医療を受けさせないのは虐待行為ですとなっているんですが、じゃあ誰が治療させてくださいという命令を出せるかということ、児相だけなんですよ。

児相になると、それって虐待認定されたということなので、めっちゃくちゃヘビーで家族をかえって閉ざしてしまう事案になるんです。なので、もう少し手前の段階で例えば、こども自身が相談がある、あるいは困り感を抱えている時に必要なケアにつなぐ。命令とか言い方によっては勧告だと思うんですけど、保護者に対してもできないのかなということは考えています。

それから、今日あまり話題にはなっていませんでしたが、21、22 ページにある加害者へのアプローチに際しても、加害者にカウンセリングを受けさせたら、学校外の矯正機関に送るのは、イギリスでは校長の権限なんです。校長がもうそうしなさいという指導権限というか、命令ができて、だから学校に来させない。

出席停止処分までは教育委員会ができるじゃないですか。それと同時に「この期間、ここに行ってカウンセリングを受けてくださいね」まで、イギリスでは校長判断でできるんですけど、日本はそういうことができないじゃないですか。逆に言うと保護者側の抵抗が非常に強いと思うんですね。特に22 ページあたりだと、うちの子は相手に言い立てられて、いじめの加害者にされているけど、そんなのは嘘だ、みたいなふうになった時に、「いやいや、事案の認定ができていますし、本人も教師に対して教員の聞き取りとか、あるいはこどもの

権利サポートセンターも立ち会った聞き取りだったり、スクールロイヤーも立ち会った聞き取りで、ちゃんと認めていますから」みたいな時に、「いや、やっぱりちゃんとカウンセリングを受けて、スクールカウンセラーとの面談をちょっと、例えば三ヶ月間やってみて様子を見ましょう」みたいなことを、誰が保護者をお願いベース以上の勧告なりができるのかという。最強が命令ですけど、ということも含めて整理いただく方がいいかなと。

こどもの権利サポートセンターが勧告をしないほうが多分、こどもの最善の利益を守りやすいと思います。こどもの立場に立つときに、保護者とこどもが分断されてしまうと、こども自身が非常に居心地が悪い、あるいはハイリスクな状態になっていくので、こどもの権利サポートセンター以外の機関との調整も含めて、誰が保護者にそれを言うのかという、勧告のようなステップを踏んでいけるのかの整理をした方がいいなと思っています。

私自身の整理ではこどもの権利サポートセンター自体はまずこどもの側に立つ。それとともに保護者の意識や行動といったものに対しても、強い権限なく、お願いベースで働きかけていくところまでが当面重要なかなと思っています。

ではそれ以上のことが必要になった時に誰がどうしますか。特に加害者矯正は、修復の前提としても、再発防止のところも、非常に重要なんですけれども、それをこの国の法制では非常に強い司法の権限か児相の権限かいずれかしか委ねていないといふかなり大きい問題があって、それが修復ベースのアプローチを学校で阻んでいる要因の一つではあるということ、改めて今、申し上げさせていただきます。

【こどもの権利サポートセンター 井上所長】

ありがとうございます。現状も、前回までの議論で行くと、第三者委員会に至る前に、ことが大きくなる前にという意味だろうと思いますけれども、こどもの権利サポートセンターで関わっていく、第三者的に中立的に関わっていくと、解決に向かうケースが多いのではないかとということで、捉えていたところでございましたので、末富委員のおっしゃられたような感じを、委員の方で、共有されているということであれば、こちらの方も理解しやすいのかなと。こどもの気持ちを第一に、中立的、第三者的に関わっていくということは、機能として、現状としてもございますので、その活用というところで、お聞きしているところでございます。また、先ほどございましたように、勧告命令権限がなく、その分機動的にとというのはございますので、その辺も共通認識をいただきながらと言いますか、そういった現状がこどもの権利サポートセンターにあるということで、ご議論の方、いろいろな形、方面からまた検討していただければ、こちらの方も助かるなと思います。

【総合支援課 岡田審議員】

質問なんですけども、先ほどの校長に勧告や命令とか、そういった権限を付与するというふうに言った場合には、法整備って言いますか、例えば国レベルでそういうふうに行っていないとダメなのか、自治体レベルでなのか。どういうふうにすると校長にそういった権限

が付与できるのかというのをもしよろしければ教えていただければと思います。

【末富委員】

日本の場合、出席停止措置が教育委員会からの命令になっていますので、校長じゃなくて多分、教育委員会が発することの方が法令的には、落ち着きやすいと思います。

出席停止命令は学校教育法が根拠ですので同じ法令に定めるというのが基本線になると思います。

先週あった「こどもの性被害防止条例（仮）」の検討委員会の方でも、例えば事業者さんに対して、勧告なり、あるいは立ち入り調査等もするのかどうかというような視点からの議論も行われたんですが、私も軽く前ちょっと聞いたことがあって、総務省に確認していただかなきゃいけないんですけど、総務省ルールでは、自治体が国の法令に違反しない範囲での独自の例えば勧告権なり、カウンセリング受けてね、みたいな、治療勧告ぐらいであれば、それほど大きなハレーションは起きない、少なくとも総務省ガイドラインとのハレーションは起きないんじゃないかと思っておりますので、それは条例レベルで可能なことは結構あると思っています。

例えば、防災関係の立ち入り調査って割と条例レベルなんですよ。なので、防災と同じような視点で、こども同士の事案の深刻さを考えた時には、監護権を持つ保護者に対して、治療に行った方がいいとか、医療機関に行ってくださいねという勧告は多分可能なんだと思います。

そのあたりは、文科省と総務省にそれぞれご確認をいただく必要がありますが、多分ノーとは言われないというのは、概ねそうじゃないかと思っているということです。

【吉田委員】

今のお話しに関連しますが、熊本県の青少年育成県民会議では、担当者が青少年にとって有害な書籍を袋に包んでいることなどの点検で書店を回り、またゲームセンターなどに青少年が深夜にいないことを確認するために出かけています。これらは条例に基づいていると思います。

【村田晃一委員】

出席停止は推進法でも、うたっていましたね。いじめ防止対策推進法の26条。これは「市町村の教育委員会は」となっていますね。「いじめを行った児童等の保護者に対して、学校教育法35条1項の規定に基づき、当該児童等の出席停止を命ずる等の必要な措置を講ずる」というのは、ありますね。だからこれで出席停止はいけると。カウンセリングなどの受診を命ずるのは、直ちに使えるものはないですかね。23条いじめに対する措置の中で、「いじめがあったことを確認された場合、いじめをやめさせ、その再発を防止するため」云々と、「教職に心理福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを行った児

童等に対する指導、またはその保護者に対する助言を継続的に行う」。これに引っ掛けてやるとかですかね。

【神内委員】

23条の方を使って、かつ、合わせ技で9条に保護者は学校が講ずるいじめ防止等の措置に協力する義務があると書いてあるんですね。これが努力義務になっているのが問題なんですけれども、でも努力義務だからって無視できないので、そこをちゃんと学校が説明して、お願いしますって言う感じになると思います。

【末富委員】

保護者に対しての助言などの努力義務を、市の条例なのか、教育委員会レベルで決められるのか、その整理も含めて、検討が必要です。

今日のテーマは学校と教育委員会の、「いちいち重大事態にされてもう限界なんです」という前提から言うと、校長で判断できることと、教育委員会が、校長がまず勧告出せるレベルと、教育委員会の方で、より強い勧告みたいなふうにしていくか、児相と連携して命令出すかみたいなふうに、レベル分けして対処が必要です。

特に多分、校長について聞かれたのは、今日のレベル別モデルでいうと、暫定グリーンゾーンですけれども、ここの段階でやっぱり校長先生が見守りをしたり、あるいはイエローゾーンのところで、早めにカウンセリングカウンセラーとかのスクールソーシャルワーカーが関わった方がいいなって言った場合、しかるべき権限を行使できる根拠を作っていくということが非常に大事なのかなというふうに思いました。その実装の仕方については、ぜひ教育委員会、あるいは市長部局との整理をしていただいて、おすすめいただく必要があろうかとは思っております。

【打出委員】

このゾーンのところですね。基本的に学校現場は、このモデルがありますけど、一番最初のグリーンゾーンですね。グリーンゾーンでももうスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカー、状況によって見極めながらやっていっているんです。だからその都度、この通りではないんですが、基本的には被害者に寄り添った部分ということで、SC、SSW、またはいろんな関係機関と連携していくというのは、段階問わず、もうどこでも入っていければなとやっているところですよ。

【西委員】

以前お示ししていただいた、いじめ重大事態発生時のフロー図というのがあったと思いますけれども、その中で重大事態と判断する前の段階で、こどもの権利サポートセンターが、このフロー図で言ったら左下に書いてありますけれども、この判断する前の、こどもの権利サ

ポートセンターの動きというものはどういうものがあるんですか。というのは、こういう重大事態になる前に、できるだけ学校現場に来ていただいて、対応していただくというのはとても、学校現場としてはありがたいんですけども、この段階でのこどもの権利サポートセンターの立ち位置というか、それはどういうものになりますか。

【こどもの権利サポートセンター 井上所長】

重大事態の対応フロー図の中に、こどもの権利サポートセンターが左下に、現状としては矢印とか、そういったのがついておりませんで、重大事態の流れもありますけれども、第三者的に、学校以外の相談機関として、こどもの権利サポートセンター、こどもホットラインがありますということで、ご紹介しているという状態かと思います。もともとが、いじめに関しての第三者委員会を設置する前の対応というところで、それが目的でできたわけではございませんというか、一番の目的ではございませんで、ただ、やっぱり共通するところと言いますか、中立、第三者的に関わっていくというところで、そこに記載をさせていただいたところかと認識をしております。現状、相談カードを市立や県立学校、私立学校にも、配っておりまして、学校以外にも相談するところがありますよ、ということで児童生徒さんに配っていて、いじめ対応とまた別ルートで、相談先の複線化というところで書いてあるというところでございます。さきほどありました教育的配慮、もしくはイエローゾーン、レッドゾーンという区分けというよりも、セカンドオピニオンの相談をしたいとか、学校に相談する前に、こどもの権利サポートセンターに相談したりとか、学校に相談している教育委員会にも相談しているけれども、こちらにも相談したりとか、そういったいろんな解釈と言いますか、いろんな場面で中立、第三者的なところとして、相談していいというところで、矢印とは書いてないですけども、相談していい機関ですということで、記載をしてあるというところかと思えます。

【西委員】

こどもが、権利サポートセンターにというところですかね。学校が、とかじゃなくて、こどもが。

【こどもの権利サポートセンター 井上所長】

これはもう、こどもでも保護者でも学校でも、市のほかの福祉の機関でもすべて相談を受けということになっておりますので、この第三者のいじめ対応のフロー図の中で言いますと、こども、保護者、学校というところが対象になるかというところでございます。

【西村委員】

お尋ねです。こどもの権利サポートセンターは例えば、出張事業とか出前事業とか、そういうことは可能なんでしょうか。というのが、現状で加害者向けの教育とか、そういうもの

が薄いなと思います。困った子の相談します、それを受け止めますは多いけれども、加害者は自覚がないところも多々あって、でも考えてみたら、被害を受ける子よりも加害をする子の方がずっと多いわけです。その子たちに何か教育なり、考え方を变えるような活動が必要だなと思うんですけども、実際どうでしょうか。校長先生とかが、この子はこういうわけで、カウンセリングをという判断というのはハードル高くないでしょうか。学校が言うのもやっぱり躊躇ってしまう。やっぱり保護者にもいじめた加害者と思われたくないという思いもあったりして、そこらへんのハードルの高さが、制度はあっても出席停止というものは実際なかなかなかったり、そういうカウンセリングを受けた方がいいと言いながら、実際、実動に移せないというところがあるのではないかなと思います。私は、加害者に対しての教育というものが、もうちょっとラフな感じで、広く気負わなくてできるような環境とかがあればなと思いました。だから、権限があまりないところを逆手にとってというか、もっと柔軟い形で、そういう指導や講話ですね。看板も「加害者教育」なんてしなくていいと思うんです。なんか「いじめを考える」とかそういうのでいいんだけど、内容的にいじめる側の行動を振り返っていくというような講座とか学ぶ場があればいいなと思っています。

【こどもの権利サポートセンター 井上所長】

出前講座とか、出張で出て行って、加害者の教育と言いますか、そういったところでございますでしょうか。加害者向けの教育のプログラムと言いますか、そういった確立したものまではございませんが、例えば相談をしてくださったこどもや保護者の場合、被害者からの方が多いんですけども、いじめで被害に遭った方が学校に相談した、教育委員会に相談した、こどもの権利サポートセンターにも相談したとき、そういった時に何をするかと言いますと、こどもさんからお話を聞いて、学校からもお話を聞いて、学校と一緒に、こどもと一緒に、保護者と一緒に解決策を検討していく、一緒になって考えていくというところをしております。その中で必ず出てくるのが、いわゆる加害者と言われるお子さんのことが必ず出てきて、学校ですと、スクールカウンセラーさんだったり、もともとスクールソーシャルワーカーさんの方で動いていらっしゃるという面もございますけれども、必ずケース会議をする中で、被害児童だけではなくて、加害児童に対するケアというところを、一緒になって考えていっているところでございます。今やっている出張、出前講座的なものは、こどもの権利サポートセンターの活動を学校に紹介したりというのを、今年度学校を何校か回って、こどもさんにも直接ご紹介して、相談していいんだよと、なんでもいいんだよということをご紹介しているような状況です。

もう一つは、出前講座になるかどうか分からないんですけども、いじめ予防カードゲームというのを、令和6年度から、関係機関と一緒に開発に携わりまして、現在各学校に、いじめ予防カードゲームを貸し出したり、今年度からは募集、希望を募りまして、学校の方で、いじめのカードゲームを使った授業とか、そういった時間を設けていただいて、こどもに、被害者も加害者も、こういった考えで、シンキングエラーが起きて、そういったことについ

で考えていただく機会というのを設けているところでございます。令和6年度にモデル校で十何校していただいて、昨年度は7校程度で、自主的に取り組まれているところでございます。そういったいじめ予防カードゲームなどを熊本市の各学校にご紹介して、それで取り組んでいただいて、それが加害者教育と言いますか、いじめの予防、いじめについて考えていただく機会というのを創出しているというところに、現在取り組んでいるところでございます。

【総合支援課 勝田課長】

今、井上所長の発言の補足になりますけれど、一昨年、令和6年度に、こどもの権利サポートセンターとともに、熊本市立の小学校と中学校に実際に出向いて、いじめはだめだと分かっているけれど、自分自身の言動をいじめと認識していない状態をシンキングエラーという形に捉えて、ゲームワークショップを実際にさせていただきました。昨年度、令和7年度には私どもが教職員を対象に、生徒指導主任主事会という会を年3回やっており、各校から一人ずつ、ご出席になられますので、実際にワークショップを体験していただいている状況でございます。

【西村委員】

ぜひ現場のこどもたちにそれが広がるといいなと思ってお聞きしました。

【人権教育指導室 岸森室長】

資料の方は、18ページ(3)のその他の①になります。周りから見ると明らかに無視されている本人が、自分はいじめを受けていると認識していない場合でも、教職員から見ると無視をされていると感じた場合、これをいじめとして、対応していいのかということです。4ページ、先ほどもありましたけども、前回の審議会での意見の要約のところ、定義や制度の見直しというのがありますけども、ここと大きく関わってくるかなというふうに思っております。ご教授、よろしくお願い致します。

【打出委員】

中学校です。実は十年前からこのやりとりを、生徒指導主任・主事に話をしているんです。例えば、この無視されている本人がいじめと認識していない場合、例えば障がいを持っているお子さんの場合、特に周りがバカにしておうむ返しをすることがあるんです。でも、本人はそれに気づかないというところです。じゃあ定義では本人が苦痛を感じていないから、いじめじゃないのかというところで話をしていくんですが、しかしそれはもう、やはり私たち大人、周りが見て、しっかり判断しながら、そして保護者とも連携をしながら、そしてこどもに伝えていかなければならないというところで話をさせていただいています。実際に本人がなかなか気づかない部分があったりしている事例も結構起っていますので、

そこはやはり私たち、周りが見ていくべきなのかなというところです。生徒指導主任・主事向けに研修でもこれさせていただいておりました。

【末富委員】

いじめ防止対策基本法の定義が、被害者が心身の苦痛を感じていないといけないという話だと思うので、これは多分いじめという言葉を使わずに対処できて、望ましくない人間関係であるので、そこに対してアプローチをするというのはいいと思います。だから、いじめという言葉を使いってしまうならそれでもいいですが、いじめ防止対策基本法に決めているなきやいじめって言っちゃだめというわけでもないの、これ、明らかにこどもの権利侵害状態ですから、こどもの権利侵害状態をいじめと認識できるならば、これもいじめであるということだと思いますので、対応していいのかじゃなくて、すべきであるというふうに明記してもよろしいかと思います。

【村田晃一委員】

このいじめの定義が出た時からずっと気になっているのですが、対象となる子が心身の苦痛を感じていなかったら、いじめじゃないと外れてしまうんですね。先ほども加害児童向けの講演会とか研修とかがもっとあるといいなというご意見も伺ったところですけど、宣伝にもなりますけど、弁護士会は弁護士を派遣して、各学校でいじめ予防授業というのをずっとやってきています。小中高に出かけていますがただこれ学校が申し込んでいただかないといけないので、どうぞ申し込んでください。今、いじめ予防授業の講師もどんどん育成をしようとしていますので、やっていただきたいと思います。私もいろんな学校、今まで出かけていますが、その中で、ある中学校で、学校側からこの話もぜひ盛り込んでくださいと頼まれたのが、手紙回しという件だったんですね。これ、ある対象のこどもの悪口とかなんとかを書いた手紙を、その子以外のこどもで回すんですね。これ、回されている子は自分のことの手紙が回っていると認識していないので、心身の苦痛を感じていないんですね。だからこれ、いじめにならないと。だけど学校側は「いや、これ不適切だから、これもいじめだと言って、こどもたちにやるなって言ってください」ということを頼まれたことがありました。そういうふうに、これは明らかに不適切な行動なので、指導の対象にした方がいいし、今、末富先生がおっしゃったように、この法律上の定義を使うなら、いじめとは言えないことになるのですが、いじめじゃないとしても、これは客観的には、本人が心身の苦痛を感じそうな行為は、感じていてもいなくても、対応の対象にしているのではと。法の規定には入っていないものも、熊本市は独自で、それもいじめとして扱うんだとやってもいいぐらいではないか。いじめに名前をつけるかどうかは別にあんまりこだわることもなくて、対応の対象にはしていくという方針で、うちはやっていいのではと思いました。

【神内委員】

私は村田先生と同じ意見で、法律上の定義でいじめかどうかに関わらず、教育的にはいじめとして教育すべきというか、教師は、法律でこどもの教育をつかさどる義務があると書かれているので、疑問を持たずにいじめかどうか関係なく当たり前に指導すべきだと思うんですけど。

もう一つ踏み込むとしたら、条例独自の「いじめ」の定義、というのがあってもいいと思うので、熊本市が独自に作っても、法律上の方向性に反しているとは思わないです。こどもの教育をつかさどると法律で書いてある専門職ですから、それに教育していいのかという疑問を持つということ自体が、個人的にはすごく違和感を持ちますね。なので、もう少しちゃんとこどもの教育をつかさどる専門職であると法律で書いてある責務をもう少し実感するようなことをした方がいいと思います、同じ教員として。①のケースはそういうふうに受け止めました。

【南部委員】

ほとんど議論は出尽くしてしまった感があるんですけど、神内委員と同じようなことで、多くの場合学校現場ではこの行為をいじめと認定するかしないかということかなり葛藤が起きていて、不適切な行為をしたかもしれないけれども、これをいじめというのは納得がいかないという加害側の主張がずっと強くて、平行線になるというのがあって。というのと、法律に規定されているところはそうなんですけど、こういう事実があったということを教員が認知した段階で、「いじめられているのか」と聞いて、「いや、いじめられていません」と言ったらそれでもう対応しなくていいみたいなことで、これまで最悪な状況になって来たということを積み重ねているので、今更そういうことを議論するべきではなくて、クラスの中でやってはけないこと、友達が困るようなこと、そういったものを看過しないような雰囲気を作らないとどんどん、こういうことだったらやってもいいんだ、先生の場合こんなことやっても何も言われなかったということで、割といじめがしやすいクラスで、エスカレートしていくと思いますので、当然そういった場合には対応しなければならないと思います。

【中西委員】

対応しなければいけないのは当然だと思うんですけど、法律の定義と、そうではないいじめがあるという議論もあることは理解はしていますが、そもそもこの項目がなぜここに入っているのかというのを考え、私が勝手に想像しているんですけど、これはガイドラインの見直しの中にこういうところも取り込んでいこうという、そういう前提に立っているのでしょうか。そうではなくて、対応としてどうなんだという素直に読み取るのであれば、いじめと受け止めるかと受け止めないかはともかくとして、対応すべきことではあるとは思いますが。ただ、先ほどお話ありましたけど、いじめじゃないのかと本人に確かめたら、そうじゃないと言われて、それに対応を誤ったというケースも確かにあると思うんですよ。逆に、本

人が全然気づいていないところでやっていた行為まで、例えば、重大事態で、いじめだというふうに認定するようなケースも確かすでにあるんですね。どこのケースだったかまで覚えていませんけど、そこまで拡大していいのかという問題もあるので、そこをつまり学校で対応するとしたら、いじめとして云々ではなくて当然対応すべき事項だと思いますが、そこは慎重に扱うべきかなと私は思います。

【江崎委員】

皆様の意見とほとんど同じかとは思いますが、いじめとして対応していいのかというところでは、いじめとしてというところに、教職員が囚われすぎてはいけないかなというふうには思います。教育の中では不適切な人間関係の場合とか、そういう行動をした場合とかは、教育の中で人間教育はしないといけないと思いますので、道徳だったり、人権教育だったり、いろんな教育の場面はあると思います。特定の人はどうしたとかじゃなくて、先ほど西村委員の言われた通り、全体が、人間関係が、スキルアップしていくような教育活動というのは、あってしかるべきだと思いますし、今までも、ソーシャルスキルトレーニングなどを、学校での今年度の目標みたいなので、取り入れていらっしゃるところはたくさんあると思いますので、やはり人との関わり方、物や出来事との関わり方みたいなのが、少しでも上手にできるようになっていくというところは、いじめとかの予防にもつながっていくと思いますので、そういう意味では、いじめとして対応するというところにこだわらずに、人間教育の中で、学校でできるとても大切な活動であるというような認識を私は考えます。

【村田慎委員】

いじめとして対応していいのかという、本人が認識していないというふうに書いてはありますけども、20 ページの、そのモデルで言えば、これがもうグリーンゾーンの中のものに含まれるんじゃないかなというふうに、読んでいて思ったので、とすると 20 ページの方ではもういじめの対応というふうに枠組みされているのかなというふうに感じるんですけども。ただ、今までいろんな方々のお話をお聞きして、望ましくない人間関係の場合というのを、いじめとして定義するというよりも、教育的配慮が必要とするものの対応という形で、盛り込んでいくというふうにするというのかなというふうに、ちょっと個人的には思いました。

【人権教育指導室 岸森室長】

ガイドラインに反映させるかどうかという、そこはもう一度しっかり考えていきたいと思っています。

【末富委員】

「(2) 保護者への対応に関すること」の②の保護者以外の介入について、私が言い出したことなので、あまり揉まれていなかった気もします。あくまで暫定的な考え方なんですけど、考え方の原則として、やっぱり学校内の安全確保とともに、学校は教育活動をする場であって、教育の機会も大事だというのが今日の議論の一つ大事な流れかなと思います。学校も守られるって言うところをもとにしながら、だけど、不安を感じている保護者やお子さんたちの相談のルールというのをどう作っていくかは、いろんなパターンがあると思うので、考えた方がいいと思います。

ただ、やっぱり大人数で、学校に立ち入られるのは絶対やめた方がいいというのだけは申し上げておきたいと思います。

【総合支援課 勝田課長】

今は私どもにご相談がある案件に関しても、こういう状況があります。時間がありませんので、委員の皆様方から追加の意見でいただければと思いますので、よろしくお願いします。

【西委員】

今に関連したものですけども、教育委員会の方から、学校・園のよりよい環境を目指したいということで、保護者様の方には、面談は原則何分以内とか、そういうのが今出されているので、もうこれだけでも学校現場はとても以前に比べて安心しているというか、こういうものがあるのではというところで、とても保護者に対してのご相談も、やりやすくなったというところは、現場の声として上がっておりますので、こういうのに準じたものがあれば、よりいいかなと感じております。

【吉田委員】

第三者に解決を委ねることに関連して、熊本大学の教育学部の学生が参画するユアフレンド事業とメイクフレンズという事業があります。私はいずれの立ち上げにも関わったのですが、学生たちのパワーは強力です。ユアフレンド事業は、不登校のこどもたちの自宅に出かけることを基本にしていますが、メンバーを募集すると、説明会では教室が満杯になるほど学生たちが集まります。もちろん誰でもいいというわけにはいかないのですが、臨床心理が専門の先生から研修を受けて、それでバスした学生がユアフレンドになるわけです。この事業は熊本市教育委員会と連携して実施されています。こうした中で、私には感動的な思い出があります。ある学生が子どもの自宅に行き続けたのですが一度も会うことができずに卒業してしまいました。学生としては十分な働きができなかったと思う状況です。ところが、その後に保護者が来られて、その子は最初のうちはユアフレンドに会うことをまったく拒否していたのですが、次第に「今日（ユアフレンド）は来たの？」などと聴くようになったという話をされました。それだけでも大きな変化の兆しが見えたということです。学生たちはとに

かく経済的な報酬などではなく純粋な気持ちでユアフレンド事業に関わっています。また、自分自身がユアフレンドに来てもらったということもが教育学部の学生になっているという素晴らしい話もあります。

もう一つのメイクフレンズは公民館の活動をする団体です。この活動が、とにかくこどもが好きで、こどもの扱い方も上手な学生が集まっていますのです。私に関わりを持たなくなつて7年になりますが、その当時、公民館の指導主事の方からは、メイクフレンズのメンバーが子どもを対象にした事業になくてはならない、彼等の方が自分たちよりもこどもの気持ちがあわっているといた声が聞かれていました。

ユアフレンドもメイクフレンズのいずれも若い人たちのエネルギーと力を組織として活用されているケースになります。それは、ここで議論しているいじめそのものの防止にも役立つ可能性があると思います。こどもたちが話し合いをするような場面でも、こどもたちと年齢的に、そして心理的に近い人たちの力が問題解決に繋がる可能性があると思います。第三者については、こうした視点からサポートを強化していただければと思います。

【神内委員】

いじめの重大事態が学校を疲弊させているのは事実で、その一つが、保護者とかの申し立てがあれば重大事態の調査をするとガイドラインに書いてあるんですけど、今年に入って、保護者の申し立てがあっても重大事態として学校が扱わずに調査をしなかった事例で、裁判で、保護者の申し立てだけでは、重大事態として扱わなくても必ずしも違法ではないという判決が出ています。ガイドラインに書いてあるけれども、客観的に重大事態でないとも明らかな場合は、調査しなくてもよいと裁判所が示してくれている、そういう判決が出て来ているので。

3 報 告

～省略～

4 諸 連 絡

～省略～

5 閉 会

～省略～